

基金活用事業の審査結果等について (環境・みどり活動促進部会報告)

下記のとおり環境・みどり活動促進部会を開催したので、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領」第4(5)の規定に基づき報告する。

なお、本事項については、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領」第4(4)の規定に基づき、環境・みどり活動促進部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

1. 開催状況

- ・ 令和7年10月23日(木)第5回部会
 - 議題1 令和8年度環境保全基金活用事業について
 - 議題2 令和8年度みどりの基金活用事業について

2. 令和8年度環境保全基金活用事業及び令和8年度みどりの基金活用事業について

令和8年度の事業案に対して各委員が意見を述べ、提出された意見を踏まえて、事務局で検討を進めるといった方向性を確認した。